

北九州市建設業者下請状況調査実施要領

(最終改正 令和7年11月13日)

(目的)

- 1 北九州市建設工事有資格業者名簿登録業者（以下「登録業者」という。）について、本市発注工事に係る建設業法の遵守状況及び下請負の取引などの実態を、実地調査により具体的に把握確認することを目的とする。

(調査対象)

- 2 登録業者のうち、次の各項目に該当する者から抽出して調査の対象とする。
 - (1) 市内業者（北九州市内に本社又は建設業法上の主たる営業所を有する登録業者をいう。以下同じ。）
 - ア 登録工種
 - (ア) 土木工事、港湾工事、建築工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、水道施設工事、消防施設工事又は解体工事
 - (イ) (ア)に規定するもののほか、技術監理局契約部長が必要と認める工種
 - イ 契約実績
 - 1 件当たり1,000万円以上の契約実績がある者
 - (2) 市外業者（(1)に規定する者以外の者をいう。）
 - 技術監理局契約部長が必要と認める者

(調査項目)

- 3 調査は、次の事項について行うものとする。
 - (1) 建設業法の許可状況及び「北九州市建設工事入札参加資格審査申請書」に記載されている事項
 - (2) 下請関係の契約状況
 - (3) 下請代金の支払い状況
 - (4) その他技術監理局契約部長が必要と認める事項

(確認帳票類)

- 4 次の帳票類を確認照合するものとする。
 - (1) 受注者と一次下請業者との間で締結された契約書又は請書等
 - (2) 工事外注計画書
 - (3) その他技術監理局契約部長が必要と認める資料

(調査方法)

- 5 実地調査は、原則として次により行うものとする。

- (1) 調査員（北九州市建設工事登録業者等調査要綱第3条に規定する調査員をいう。以下同じ。）2名により、調査対象である登録業者の事業所を訪問する。
- (2) 対象登録業者への調査の予告は、調査予定日のおおむね2週間前までに行う。
この際、代表者、役員又は従業員の同席を求めるとともに、必要書類の準備を依頼する。
- (3) 調査員は、調査実施前に次の事項を整備する。
工事請負契約書及び工事外注計画書の写し
- (4) 調査員は、調査終了後、速やかに「下請状況調査表」（様式第1号）及び「総括表」（様式第2号）を技術監理局契約部長に提出する。

付 則

- 1 この要領は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成4年7月16日改正。
 - (1) 調査対象工事の拡大（工種を全工種に。契約金額5000万円から2000万円に）
 - (2) 調査対象からの除外規定を追加
- 3 平成5年6月1日改正。
 - (1) 「北九州市建設業者調査要綱」の制定による条項整理
 - (2) 「調査の時期」の規定を追加
- 4 平成28年4月1日改正。
「契約室と技術監理室との統合による技術監理局」の発足による条項整理
- 5 平成29年4月1日改正。
文言修正等
- 6 この要領は、令和7年12月1日から施行する。